

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
	31--4--8 振替 *4,037 SMBC(サンケイオウカ 下山手通5	案分率 100% 産経新聞 431.3月分 半4,037	それ以外の案分 案分の説明 産経新聞 431.3月分 半4,037

2019年03月分  
下山手通5

## 新産経 領 収 証

No. 1- 213-0007-000

兵庫県議会 公明党県民会議員団 様

銘柄	部	金額
産経新聞セット	1	4,037
合計 (内消費税等)		¥ 4,037 (\$299)

お知らせ 領収日2019年4月8日

新聞配達アルバイト募集中。  
朝刊のみ、夕刊のみでも可。  
配達部数、時間など応相談。  
お気軽にお電話ください。

毎度ご購読有難うございます。  
左記の通り領収致しました。



産経新聞三宮専売所

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4-14-10

TEL: 078-392-1017

FAX: 078-392-1038



4/8

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
3	31--4-23:振替: *4,900:SMBC(ニッケイソフバン)  4/23	案分率 それ以外の案分 案分の説明	100% 日本経済新聞 H31.4月分 ¥4,900-
4/23	2019年4月分 領 収 証 読者No. 00003421-201904-1 県議会 公明党・県民会議議員団様 中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁第3号館3F (2-5)  購読料のお支払には便利なクレジット及び口座振替をご利用下さい 毎度ご愛読有難うございます。 上記金額正に領収いたしました。  ◎当社ではこの領収書以外は使用しておりません。	合計金額 ¥4,900* (消費税込み)	株式会社 日経神戸販売 〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-33 TEL.078-371-2040 FAX.078-371-2886 0120-53-7888 

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成3(年4月分)  
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
4	31--4-23 振替: *4,037 SMBC(シービーエフ)	それ以外の案分 案分の説明	100% 毎日新聞 H31.4月分 ¥4,037-

4/23

読者 70-001-0141-000 No. 01-002 領 収 証 19年4月度

公明党・県民会議議員団様

領 額	柄	部数	金 額	領 収 金 額
毎日新聞		1	4,037	4,037 円

上記金額正に領収いたしました。  
本体価格 ¥3,738  
消費税 ¥299



26毎日新聞神戸販売  
神戸市中央区元町通5丁目3-1  
TEL: 078-351-1881  
毎日新聞がパソコン、スマートフォンで読める「愛読者セット」受付中！

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
5		共通案分率 それ以外の案分 案分の説明	50% 25% 100% 朝日新聞 H31.4月分 ¥4,037-
	31-4-26 振替 <u>*4,037</u> 円	案分率	

080-0243  
000 2019年4月分 領收証

下山手通5-10-1県庁3号館 B-5

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

銘柄	部数	金額	合計
朝日新聞	1	4037	4,037 円

金額には消費税を含みます。  
上記金額正に領収しました。  
ASA  
No.1022397  
領收印  
朝日新聞  
ビスアンカ

朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店  
中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223  
FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
7		それ以外の案分 案分の説明 (00%)  日本教育新聞 (2018/4 ~ 2019/3) ¥ 32,400 -	案分率

## 払込金受入票（振込依頼書）

各欄の記載事項に間違いのないことをお確かめください。

口座記述番号 加入者名	日本教育新聞社								
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	0
振込先	銀行 支店								
ご依頼人	おとこう・おなまえ 141621								
料金									
備考									

CVSご利用の場合は取扱店印保持

## 振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

この受領証は、大切に保管してください。  
切り取らないでお出しください。

口座記述番号 加入者名	日本教育新聞社								
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	0
振込先	銀行 支店								
ご依頼人	おなまえ 141621								
料金	消費税込								
備考									

CVS収納用取扱印紙貼付欄  
(お客様控)

(店控)

兵庫県庁・公明議員団

(ゆうちょ銀行)

31.4.9

# 請求書

年 月 日

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。  
下記の通りご請求申し上げます。  
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林幹長

東京都港区白金台 3-2-10

電話 03(3428)6517-008

《お支払い先》

- ・振替払込
- ・銀行振込

・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	32,400 円	読者コード	70-141621	請求書番号	0004199605
(内税)					
				【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。	
前回請求額				32,400 円	2018/04-2019/03
今回入金額				32,400 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	32,400 円	2019/04-2020/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	32,400 円	2019/04-2020/03

## 領 収 書 等 添 付 樣 式【共通】

(平成 31年 4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																		
		共通案分率	50% 25%																
8	それ以外の案分 案分の説明 JAMP利用料 令和1年5月1日 令和1年10月31日 ¥227,716- ラセス6とは 執行部6名分 あ3	案分率																	
4/18	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご覧ください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥227,500</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥216</td> </tr> </table> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>カ) シ"シ"ツウシソヤ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ"ケソキ"カイコウメイトウ ケンミンカイ キ" 様</p> <p>お取扱日 31. 4. 18 電信振込</p>	お振込金額	¥227,500	振込手数料	¥216														
お振込金額	¥227,500																		
振込手数料	¥216																		
	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機種</td> <td>年 月 日</td> <td>時 刻</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td></td> <td>7331. 4. 18</td> <td>14:02</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8096</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td>口座番号等</td> <td>印紙税申告納付につけ る捺印承認済 契約書</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機種	年 月 日	時 刻	[REDACTED]		7331. 4. 18	14:02				8096	銀行番号	店番号	口座番号等	印紙税申告納付につけ る捺印承認済 契約書		
取扱店	機種	年 月 日	時 刻																
[REDACTED]		7331. 4. 18	14:02																
			8096																
銀行番号	店番号	口座番号等	印紙税申告納付につけ る捺印承認済 契約書																

〒 650-8567  
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

お客様番号 56-032861

## 請求書

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

請求日	
請求番号	9530494

請求金額 227,500 円  
(消費税等 17,500 円を含む)

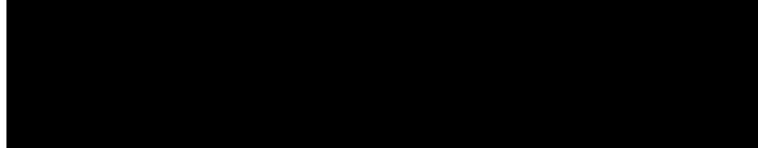
請求期間 令和 1 年 5 月 1 日～令和 1 年 10 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モニタ) (令和 1 年 5 月～令和 1 年 9 月：税率 8 %)		6	35,000	5	175,000
JAMP(時事行財政情報 モニタ) (令和 1 年 10 月 ：税率 10 %)		6	35,000	1	35,000
	合計				227,500

この件についてのお問合せは、 神戸総局

までお願い致します。 (TEL 078-362-5606)

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。



# 契 約 書



兵庫県議会公明党・県民会議議員団（以下「甲」という。）と株式会社時事通信社（以下「乙」という。）は、乙がインターネットを通じて甲に提供する行財政情報サービス「i-JAMP」（以下「本サービス」という）に関して、以下の各条項に合意し契約する。

## 第1条 【目的】

乙は、甲に対し、本契約を順守することを条件に、インターネットを通じて本サービスを提供し、甲が甲自ら管理し、本サービスを利用するためのライセンスを付与されたクライアント端末（以下「端末」という）でのみ本サービスを利用することを許諾する。なお、本契約は、乙が甲に対して独占的に本情報を提供またはその利用を許諾することを定めるものではない。

## 第2条 【知的財産権】

本サービスのニュースおよび情報（これらを以下「本情報」という）、それらのデータベースおよび分類方法や見出しなど、画像、レイアウト、デザイン、ソフトウェア、マニュアル等に関する著作権および編集著作権を含む一切の権利は、乙または乙への情報等の提供者（以下「外部情報提供者」という）に帰属する。

## 第3条 【本サービスおよび本情報の利用の制限】

1. 乙は、本サービスを利用するためには必要なID・パスワードおよびそのID・パスワードを使用して本サービスを利用できる端末を特定するためのライセンスを甲に付与する。乙が、甲に付与するID・パスワードおよびライセンスの数ならびに本サービス利用可能な部署等（以下「利用部署等」という）は、別表第1に記載する。
2. 甲は、ID・パスワードおよびライセンスが利用部署等以外または第三者に漏洩しないよう管理する義務を負うものとする。甲は、乙が許諾したライセンス数の範囲内で、利用できる端末を変更することができる。
3. 甲は、本サービスにより提供された本情報を別表第1記載の利用部署等以外で使用したり、甲以外の第三者に使用させてはならない。
4. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ることなく、本契約により許諾された利用方法、目的を超えて、本情報を複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等を行うことはできない。ホームページ、ニュースグループ、メールリスト、電子掲示板等い

かなる形態においても、また甲の会社、組織の内外を問わず、放送、送信等の行為は禁止され、その他本情報を利用した端末以外の機器から当該情報を閲覧可能な状態に置くことなど、甲が第1条に反する形態で情報を利用することはできない。

#### 第4条 【端末および通信回線等】

1. 甲は、本サービスを利用するのに適した端末、基本ソフト、ブラウザーソフト等を甲の責任と費用で用意する。
- 2'. 甲は、本サービスを利用するのに適した通信回線等インターネットに接続するため必要な環境を甲の責任と費用で用意する。加入料および利用料等インターネット接続にかかる一切の費用（通信費用を含む）は甲の負担とする。
3. 甲または乙の保守責任範囲は、それぞれの受信装置または送信装置からインターネット接続口までとし、甲または乙は、自らの保守責任範囲において障害が発生した場合には、その原因が甲または乙の合理的な支配を超える事由による場合を除き、自己の責任と負担において原因の除去および復旧に努め、相手方はそれに協力するものとする。

#### 第5条 【情報料】

1. 本契約に基づき甲が乙に支払う本サービスの情報料は別表第2に記載する。
2. 甲は、別表第2記載の情報料とこれにかかる消費税および地方消費税（以下合わせて「情報料等」という）の3カ月分を、その期間が始まる前月の末日までに乙に支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

#### 第6条 【情報料等の改定】

乙は、情報内容の変更、経済情勢の変動等により、情報料等を改定する必要があると認めた場合は、改定日の1カ月前までに甲に通知し、改定日から改定することができる。消費税等については法律の定めに従う。

#### 第7条 【契約期間】

1. 本契約の期間は、2014年11月1日から1年間とする。
2. 甲または乙のいずれかが、期間満了の3カ月前までに文書により更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一の条件で1年間延長され、以後も同様とする。
3. 本契約の期間満了日以前に甲の責に帰すべき事由により本契約の全部または一部が解除された場合は、甲は、乙に対して、違約金として期間満了日までの情報料等（乙を通じて外部情報提供料を支払っている場合はこれも加える）に相当する金額を支払うものとする。なお、情報料等（および乙を通じて支払っている外部情報提

供料)に相当する金額の支払いは、別途損害賠償を請求することを妨げない。

4. 乙は、第1項に定める契約期間中であっても、本サービスを大幅に改定または廃止する場合には、6カ月前までに書面により甲に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合に、乙が、解約日以降の期間に相当する情報料等を受領済みのときは、乙は、解約日後、甲に対し、解約日以降の期間に相当する情報料等(当該期間が1カ月に満たないときは日割計算)を返金する。

## 第8条 【契約の解除】

1. 乙は、次の場合は、甲に対する何らの催告をしないで、本契約を解除することができる。
  - (1) 甲が第5条による情報料等の支払いを怠ったとき
  - (2) 甲が第6条による情報料等の改定協議に応じないとき
  - (3) 甲が乙または第三者に振り出し、もしくは裏書した手形または小切手が不渡りになったとき
  - (4) 甲に対し、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分もしくは競売の申し立てがなされたとき、または甲が租税滞納処分を受けたとき
  - (5) 甲が破産手続き開始、特別清算開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始の申し立てを受け、もしくは申し立てたとき、または特定調停手続きを申し立てたとき
  - (6) 甲が支払い停止、支払い不能に陥ったとき、または乙もしくは第三者に対し債務の支払い猶予を要請したとき、その他甲の信用状態が著しく悪化したと乙が認めたとき
  - (7) 甲が監督官庁から業務停止命令を受けたとき、または事業に必要な許認可の取り消しもしくは停止処分を受けたとき
  - (8) 甲が解散、合併、事業の全部もしくは重要な部分を第三者に譲渡しようとしたとき、または事業を廃止したとき
  - (9) 甲の株主構成、役員の変動等により、会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われたとき
  - (10) 甲により、本契約の条項に違反する本情報の複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信(送信可能化を含む)、伝達、放送、口述、展示等、乙もしくは外部情報提供者の権利を侵害する行為がなされたとき、または侵害する恐れが生じたとき
2. 甲または乙は、相手方が前項の場合を除いて本契約の条項に違反したときは、相当の期間是正を催告した上で、当該期間内に違反が是正されない場合は、本契約を解除することができる。
3. 甲および乙は、第1項各号、第2項のいずれかに該当した場合、自己が相手方に

対して負担するすべての金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、その全額を現金で直ちに相手方に支払わなければならないものとする。

#### 第9条 【損害賠償】

1. 甲および乙は、前条第1項各号、第2項のいずれかに該当することにより、相手方に損害が生じた場合には、相手方に対し、これを賠償しなければならない。
2. 前項にかかわらず、本契約に関連して、甲が乙に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は甲の予見の有無を問わず、乙が現実に被った直接かつ通常の損害に限るものとする。ただし、前条第1項(10)による損害賠償の場合は、この限りではない。
3. 本条第1項にかかわらず、本契約に関連して、乙が甲に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は乙の予見の有無を問わず、甲が現実に被った直接かつ通常の損害に限り、かつ甲が乙に支払う月額情報料を超えないものとする。

#### 第10条 【免責・不可抗力等】

1. 乙は、本情報の提供について信頼性の維持に最大限努力するが、本情報の正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、有用性等、内容を保証するものではない。甲は、本情報を自らの判断と責任において利用するものとし、本情報を利用した結果、損失・損害を被ったとしても、乙または外部情報提供者に対し、その補償または賠償を求めることはできない。
2. 前条第1項にかかわらず、乙は、本情報の入手、編集、入力、伝達、送信、処理、保存等における遅延、中断、停止、誤びゅう、脱漏、省略または第三者による不正なアクセス、侵入、権利侵害もしくはコンピューターウィルスの感染等について、甲に対して責任を負わず、甲が本サービスもしくは本情報の利用により、またはそれらを利用できなかったことにより、損失・損害を被ったとしても、甲は、乙に対し、その補償または賠償を求めることはできない。ただし、乙が用意する機器（通信回線が乙の用意する専用回線の場合は、専用回線も含む）の保守、修理、点検について、乙に故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。
3. 前条第1項および前項ただし書きにかかわらず、乙は、本情報のうち外部情報に関する責任を負わない。外部情報提供者も、外部情報に関連して、甲に損失・損害が生じたとしても、一切責任を負わない。
4. 前条第1項にかかわらず、地震、噴火、津波、戦争、内乱、停電、法令の変更、その他甲または乙の合理的な支配を超える事由により、本契約に基づく義務の不履行が生じた場合には、甲または乙はその責任を免れる。

## 第11条 【権利譲渡の禁止】

甲は、乙の書面による事前の同意なしには、本契約上のいかなる権利または権限も第三者に移転、譲渡または担保に供しないものとする。

## 第12条 【守秘義務】

甲または乙は、次の場合を除き、本契約の内容および本契約に関して相手方から知り得た相手方の業務に関する情報（本契約の内容および本契約締結の事実を含む。以下「秘密情報」という）を相手方の同意なしには、いかなる第三者にも漏らしてはならない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知であった事柄
- (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に保有していた事柄
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責に帰することなく公知となった事柄
- (4) 秘密情報を開示する権限を持っている第三者から、守秘義務を課せられることなく、適法に入手した事柄
- (5) 相手方の秘密情報に関与することなく独自に開発したものであることを明らかにできる事柄
- (6) 法令、政府機関、裁判所の命令等または取引所等の外部情報提供者により開示を要請された事柄

## 第13条 【契約終了後の措置】

1. 甲および乙は、本契約が終了した場合、相手方から提供を受けた資料等を相手方の指示に従い速やかに廃棄または返却しなければならない。
2. 甲は、本契約が終了した場合、速やかに本情報（その媒体の如何を問わず全ての複製物を含む）を乙の指示に従って廃棄し、または本情報を削除するものとする。
3. 本契約終了後も、第2条、第7条第3項、第8条第3項、第9条、第10条、第12条、本条、第14条、第15条は有効に存続する。

## 第14条 【疑義の解釈】

本契約に定めのない事項、本契約条項の解釈または契約履行について疑義を生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、円満解決を図るよう努力するものとする。

## 第15条 【準拠法・合意管轄】

本契約は、日本国の法律に基づいて解釈され、契約に関する一切の訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

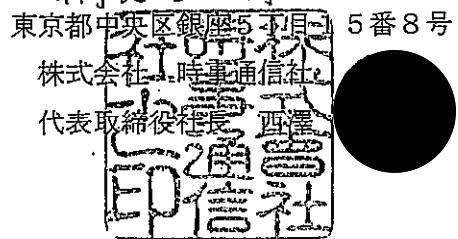
以上を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ各自1通を所持する。

平成26年12月18日

(甲)



(乙)



## 別 表

### 第1 ID・パスワード、ライセンス数、利用部署等

[第3条第1項、同第3項]

#### 1. ID・パスワード数

1

#### 2. ライセンス数

1 1

#### 3. 利用部署等および台数

・甲の控室および甲の事務所

・1 1台（甲が管理するモバイル情報機器での利用分を含む）

出力の範囲：

〔...、...等〕

### 第2 情報料： [第5条第1項、同第2項]

月額 60,000円

消費税等については法律の定めに従い、これに加算して甲が負担する。

以上

お客様控え

**iJAMP  
利用契約申込書**

株式会社時事通信社 御中

裏面記載の利用契約約款の各条項に合意のうえ、下記の通り申し込みます。

申込期日	2015 年 月 日		
利用者	フリガナ 兵庫県議会公明党 県民会議議員団	申込責任者	岸本サザエ
住 所	フリガナ 〒650-8567 神戸市中央区下山手通1-10-1		
電話番号	078-362-3727	FAX番号	078-371-1883
利用場所	〒650-8567 兵庫県議会 住所・部署名: 神戸市中央区下山手通1-10-1 公明党・県民会議議員団役室		

料金(税別)	月額利用料 ￥35,000,- 利用ライセンス数 6 ライセンス
契約期間	自 2015 年 11 月 1 日 ~ 至 2016 年 10 月 31 日
支払い条件	(6・12) カ月前納
初回支払い	年 月 日

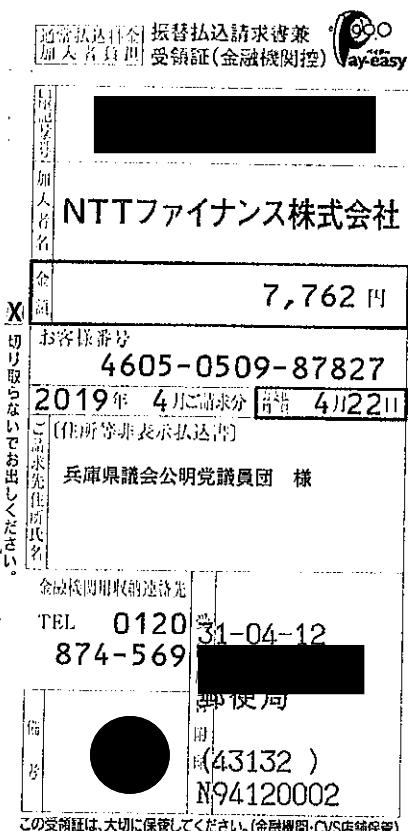
備 考	※契約期間満了の3ヶ月前までにお申し出がないかぎり、本契約は同一の条件で1年ずつ自動延長されます。  ↑ 自動更新!!
-----	---

時事通信社記入欄	業態コード	通信補助コード	本支社 総支局	取扱い	扱者
----------	-------	---------	------------	-----	----

## 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
9		それ以外の案分 案分の説明  Fax利用料 4月請求分  $7,762 \times 50\% = 3,881 -$ ※共通案分率を適用 ※請求書参照	案分率
4/12			

## 請求書（西日本ご利用分）

650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県第3号館公明党議員控室  
兵庫県議会公明党議員団 様



019042101004940269

郵便区内特別



12338

◎ NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月 7日発行

発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【還付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル7F

社用コード M30021211001 12338 12167 00 J

61 000000 10

19040101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（

1/

2ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)			
078-371-1883 4605-0509-87827	2019年 4月ご請求分	7,762円	2019年 4月22日(月)

### お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額

(合計)

7,762円

7,762円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス（光もっともつと割、Web光もっともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。/

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

## ご請求内訳 (お客様番号 4605-0509-87827)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 TAX
◆078-371-1883 ◇NTT西日本ご利用分			3月分		
	3,512	2,500 750	回線使用料〈基本料〉(事務用) ダイヤル通話料	1月21日～2月20日 1月21日～2月20日。なお前月 分は538円でした。	合算 合算
		2 260	ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)	1番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×8%	合算
◇NTT西日本分(小計)	3,512	3,512	(小計)		
◇NTT西日本ご利用分			4月分		
	3,516	2,500 754	回線使用料〈基本料〉(事務用) ダイヤル通話料	2月21日～3月20日 2月21日～3月20日。なお前月 分は750円でした。	合算 合算
		2 260	ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)	1番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×8%	合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	734	680 54	ダイヤル通話料 消費税等相当額(合計)	ホーム・オフィス割引適用 合算表示の料金合計×8%	合算
◇NTT西日本分(小計)	4,250	4,250	(小計)		
◇合計	7,762	7,762	合計	2か月分のご請求額です。	

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料)／携帯電話からは0800-2000116へ(無料)

※電話の故障は「113」へ(無料)／携帯電話からは0120-444113へ(無料)

※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料)／故障: 0120-248995へ(無料)

※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\* ユニバーサルサービス料について \*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021211001 12338 12167 (

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

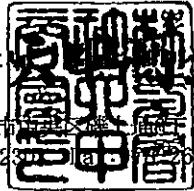
(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
10	31-4-22 振替	*58,028 (RL) ロコウショウカイ ※ 共通案分率を適用 ※ 契約書参照	案分率 = 29,014
4/22			

## 請 求 書

株式会社



神戸支店

〒651-0086 神戸市中央区海岸通1丁目1番23号  
Phone:078-265-2302 Fax:078-265-2302  
取引銀行

〒 650-0011

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民會議議員団

御中

16800000

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

■請求締切日 2019/ 3/31

■お支払予定日 2019/ 4/20

■当月お買上高合計

58,028

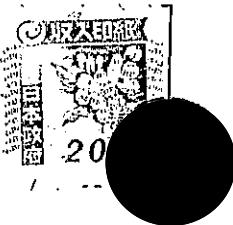
担当者	検収
(自動引落)	

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
32,189	32,189	0	53,730	4,298	58,028	¥ 58,028

\*:税込

年月日 問合番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2019/ 3/ 6 0000004068	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カチヨウ 619839 伝票単位消費税  【伝票計】	1	53,730	53,730 4,298 58,028		
2019/ 3/20 0000001712	自動引落-リコーリース20日  【伝票計】  以下余白			0	32,189	

累計		¥58,028	¥32,189	
----	--	---------	---------	--



# 料金変更に関する覚書

締結日 2015 年 7 月 14 日

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区  
下山手通5丁目10号

兵庫県議会 公明党 民主連合議員団

甲 住所

名称 兵庫県議会 公明党 民主連合議員団  
署(記)名者 載昇長 (印)

乙 住所

名称 東京都中央区銀座八丁目13番1号  
株式会社リコー

乙の代理人 名称

住所 神戸市中央区下山手通6丁目1-23  
名称 株式会社リコー 神戸支店  
取締役 取締役会員  
支店長 (印)

署(記)名者 (印)

甲および乙は、甲乙間で締結されたMPC4001(機番: 619839 /

2011年10月14日納入)の「パフォーマンス契約書」(以下、原契約という)の条件について  
以下の通り合意したため本覚書を締結します。尚、別段の定めのない限り、本契約で用いる用語は、原契約  
と同一の意味で用いるものとします。

1. 原契約別表(1)に定める(「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法)の

1. 「パフォーマンスチャージ」に係る単価を、以下の通りとします。

「パフォーマンスチャージ」(1カ月当たりの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額の料金とします。

(1) 基本料金 6,600円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ)	1 ~	1,500カウント迄	16.6円
ロ)	1,501 ~	5,000カウント迄	13.8円
ハ)	5,001カウント 以上		11.5円

2) モノカラー総出力

イ)	1 ~	2,000カウント迄	2.9円
ロ)	2,001 ~	5,000カウント迄	2.3円
ハ)	5,001カウント 以上		2.1円

3) フルカラープリント

イ)	1 ~	1,500カウント迄	13.8円
ロ)	1,501 ~	5,000カウント迄	11.5円
ハ)	5,001カウント 以上		10.1円

2. 甲が本覚書の解約を希望する場合は、乙はこれを承諾するものとします。尚、この場合、乙が甲の解約  
通知を受領してから60日以降に訪れる最初の締切日に行なわれる「パフォーマンスチャージ」の計算よ  
り、原契約に規定されている「パフォーマンスチャージ」が適用されるものとします。

3. 本覚書の有効期限は、本覚書締結日より1年間とし、期間満了の2ヵ月前までに甲または乙より終了の意思表示なき限り、本覚書は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、本覚書有効期限中といえども次の各号のいずれかに該当する場合は、本覚書は終了するものとします。
- (1) 前項に基づき本覚書が解約された場合
- (2) 原契約が終了した場合
4. 本覚書締結以前に、原契約に関する「パフォーマンスチャージ」の変更に関する覚書が甲乙間にて締結されている場合には、甲および乙は当該締結済覚書が本覚書締結日をもって効力を失うことを確認します。
5. 本覚書に定めるほかは、原契約の通りとします。

以 上

■《参考》接続機器／サービス情報

機 種 MPC 4001  
機 番 619839  
接続機器／サービス

締結日2011年10月17日

# パフォーマンス契約書

本契約書は、この契約に記載される乙製造にかかる電子写真複写機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通を保持します。

甲

兵庫県議会公明党・県民会議議員会

〒650-8567

住所

神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名

木元 一成



乙

住所 東京都中央区銀座八丁目13番1号  
氏名 株式会社リコー

(乙の代理人)

住所 神戸市中央区戎山通6丁目1-23

株式会社リコー

氏名 取扱役支店長



## 別表(1)「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法

- 「パフォーマンスチャージ」（1ヶ月当りの料金）  
 1-1 下記(1)と(2)のどちらか高い金額を「パフォーマンスチャージ」とします。  
 (1) 基本料金 5,000円  
 (2) 1方カラードラフト料金  
 (カウンターフルカラードラフト料金はそれぞれのカウンター数から第2項のテスト・不良出力を控除したカウント数に、おのおのモードの単価を乗じた金額の合算です。)  
 ①モノカラーモード  
 ディスク1~500枚迄 9.50円  
 ロット501~2,000枚迄 7.00円  
 ハ) 2,001枚以上 6.50円  
 ②フルカラーモード  
 ディスク1~1,000枚迄 40.00円  
 ロット1,001~3,000枚迄 34.00円  
 ハ) 3,001枚以上 29.00円  
 ③フルカラープリントモード  
 ディスク1~1,000枚迄 34.00円  
 ロット1,001~3,000枚迄 26.00円  
 ハ) 3,001枚以上 23.00円  
 ※フルカラープリントモードは、プリントースキナーユニットが装着された「機械」で使用されます。
- テスト・不良出力の控除  
 (1) モノカラーモード  
 ディスク1~500枚迄 9.50円  
 ロット501~2,000枚迄 7.00円  
 ハ) 2,001枚以上 6.50円  
 フルカラードラフトモード  
 ディスク1~1,000枚迄 40.00円  
 ロット1,001~3,000枚迄 34.00円  
 ハ) 3,001枚以上 29.00円  
 フルカラープリントモード  
 ディスク1~1,000枚迄 34.00円  
 ロット1,001~3,000枚迄 26.00円  
 ハ) 3,001枚以上 23.00円  
 乙は、モード・不良出力分として上記に従い「パフォーマンスチャージ」の計算を行います。
- テス<sup>ト</sup>・不良出力分として使用カウント数の3%を控除したカウント数をもって上記に従い「パフォーマンスチャージ」の計算を行います。
- 「パフォーマンスチャージ」の計算方法  
 (1) 「パフォーマンスチャージ」の計算に使用するカウンターは、「機械」に装着されたカウンターのうち、別表(2)の開始時カウンターレジストリに数値が記入されているカウンターとします。なお、初回の「パフォーマンスチャージ」の計算は、別表(2)記載の開始時カウンターレジストリより起算されます。  
 (2) 単一カラーモードおよびフルカラープリントモードの「パフォーマンスチャージ」の計算は、「機械」1台毎、1ヶ月当りの使用カウント数に従い行なわれます。  
 (3) フルカラーモードの「パフォーマンスチャージ」の計算は、「機械」1台毎、1ヶ月当りのフルカラーカウンターの使用カウント数からフルカラープリントモードの使用カウント数を控除したカウント数に従い行なわれます。  
 (4) 計算の単位は別表(2)記載のカウンター種類毎のうち、甲が選択した日によっては、フルカラーモードのカウント数値を0とみなして計算します。  
 (5) 計算の単位は別表(2)記載のカウンター種類毎のうち、甲が選択した日によっては、フルカラーモードのカウント数値を確認し、確認されたカウント数値に基づき「パフォーマンスチャージ」の計算を行います。  
 (6) 本契約開始時に沿いつてカウント開始日から所定の締切日迄の期間が1ヶ月に満たない場合、また、本契約終了時において、最終締切日の翌日から終了日迄の期間が1ヶ月に満たない場合の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。  
 ※カウンターは出力(コピー、ファックス、プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウントが1カウント進みます。両面出力の場合、1両面出力毎に使用されたカウントが2カウント進みます。

## 別表(3)リモートサービスに関する特約

- 第1条(本特約の適用)  
 本特約は、「機械」に、次条に定める「リモートサービス」が提供される場合に適用されるものとします。
- 第2条(リモートサービスの内容)  
 「リモートサービス」とは、「機械」に内蔵された機能、または別途乙の定める機能を用いて、パフォーマンスの一部を提供するサービスをいい、以下の各号に定める内容の全部または一部により構成されます。
- カウンターフルカラードラフトモードの「パフォーマンスチャージ」の締切日に合わせて、伝月のカウント数値を自動的に更新するサービス
  - 故障監視復旧サービス  
 「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通知するサービス
  - 修理依頼通知  
 「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス
  - リモート点検  
 「機械」の運営情報および定期的な情報取扱結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス
  - リモートファームウェア更新  
 インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス
- 第3条(リモートサービスの実施)  
 1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲の別途協議の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用してこれを乙の管理センターと接続するものとします。  
 2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力接続するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定を行なう場合、甲は、当該情報をあきこれを行なうものとします。
- 第4条(本特約の廃止)  
 1. 乙の「リモートサービス」の提供にあたる装置が必要な場合は、乙は甲に対して、別途設置料金（以下、併記された料金を「設置料」といいます）するものとします。この場合、甲は、中の事業所に「設置料」の賃貸を行うことに同意するものとします。  
 2. 「設置料」の設置および撤去にかかる費用は、原則として乙の負担とします。ただし、「設置料」の撤去に必要となる代引料については、甲の負担とします。

- 第5条(設置の取扱い)  
 1. 本特約に記載した「設置」の所有権は、乙に属するものとし、甲は、適当なる設置者の立候をもつてこれらを原價で修理し、通常の用途で利用するものとします。  
 2. 甲は、「設置」を目的および方法の如何を問わず、但し、修理しないものとします。  
 3. 乙は、「設置」が期間満了または中途解約により終了した場合には、もしくは第7条の規定に基づき引き渡すものとします。この場合、甲は、乙に「設置」の引き渡しのときまでは前二項の規定を遵守し、その他のによる「設置」の引き取りに必要な協力を乙に対し行なうものとします。
- 第6条(情報の取得と利用)  
 1. 甲は、リモートサービスの提供にあたり、「機械」の固有情報、カウンターフルカラードラフトモードおよび公衆回線等（以下、「甲の情報」といいます）を乙が取得することに同意した場合、「機械」には、「機械」がキャッシュした情報は、データなどの情報は含まれず、乙は、それらを取扱うものとします。  
 2. 乙との間連会社および乙の代理人は、新規事業の開拓やサービスの充実及び向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。
- 第7条(リモートファームウェア更新)  
 1. 乙は、「機械」および窓口がリモートファームウェア更新に適用している場合に、リモートファームウェア更新を提供するものとします。  
 2. 甲は、乙によるリモートファームウェア更新の実施にあたり、以下の各号の事項に同意するものとします。  
  - 「機械」に記載されているファームウェアを削除し、「機械」の記憶媒体にファームウェアを記憶させること。
  - リモートファームウェアの実施中に「機械」の電源を切らないこと、並びに使用及び操作を行わないこと。
  - リモートファームウェア更新の実施中に「機械」が利用できなくなること。
  - 前項第2号及び第3号の場合、乙は、「機械」が使用、操作及び利用できることにより甲に生じる損害について、なんら責任を負わないものとします。
  - リモートファームウェア更新を提供できないと乙が判断した場合、乙は代替手段により同様のサービスを提供するものとします。
- 第8条(本特約の終了)  
 乙は、2ヶ月前までに甲に対し表面にて通知することにより、「リモートサービス」の実施を終了させることができるるものとします。この場合、当該期間の経過をもって本特約の適用は終了し、以後は、本特約を除く部分の本契約の規定のみが適用されます。

以上

## 別表(4)

「リモートサービスに関する特約」に  
同意しないことを確認します。

ご担当者印又はサイン

※上記に印又はサインがある場合は、別表(3)「リモートサービスに関する特約」の条項は適用されません

### 別表（2）機械／設置場所

機 械

機種名

Imagio MP-34001-SPI

機番

31300

企 業 名	カナ	事 業 所 名	カナ
設 置 部 課	カナ	担 当 者 名	カナ
住 所	〒 650-8111	フロア	F
T E L	設置部課直通電話番号 ( ) - ( ) - ( )	代表電話番号 ( ) -	ビル

カウント開始日	西暦 年 月 日	フルトータル カウンター	1	1	1	1	1
		モノトータル カウンター	1	1	1	1	2
カウンターパート	フルカラーピ カウンター	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1
カウンターパート認証日	1:10日	2:15日	3:20日	4:未日			

## 【パフォーマンス契約条項】

- 第一 条(目的)  
 第二 条(本契約の条件に従い、「機械」(乙が別途定める範囲、オプション機器が選択されている場合は、本契約別紙第一「オプション機器を含めて」(以下同じ)について「パフォーマンス」の対価として「パフォーマンス」を乙に支払うものとします。)を、甲は、「パフォーマンス」を乙に支払うものとします。)

第二 条(「パフォーマンス」)  
 第一項 1. 「パフォーマンス」とは、「機械」を良好な状態に維持するため、乙が提供する次のようなサービスをいいます。  
 記  
 カスタマーエンジニアを派遣して、「機械」に対し所定の点検・調整または故障修理を行うとともに、感光部品、部品および必要な潤滑油(潤滑油等)が別途定めるものと併せて、以下同じ)を供給するなどの業務(トナーを貰くことを前提とした販売による「パフォーマンス」(以下、「リモートサービス」といいます)を「販売によるパフォーマンス」として区分する場合に限ります)とします。  
 2. 乙は原則として、必要とする程度の頻度によつて「パフォーマンス」(以下、「リモートサービス」といいます)を実施するなどと以下のようにやれどもに限らずに当該する場合は、別表(3)の「リモートサービスにかかる料金」を参考にしたうえで、甲に示すものとします。  
 3. 前項の規定にかかる料金は、甲が別表(3)に示すものとします。  
 4. (1) 中の「機械」の取扱い規則並びに回線等の状況により、「リモートサービス」の実施が出来ないとき、(2)中の「機械」の取扱い規則並びに回線等の状況により、「リモートサービス」の実施が出来ないとき、(3)の「リモートサービス」の都度、必要ある場合には、乙は、甲の「機械」取扱い責任者に「機械」の操作方法を教示します。

サービス実施店	住所	神戸市中央区磯上通6-1-23
	社名	課所名

5. 乙は、「パフォーマンス」を乙が認定する上記サービス実施場所に運転することができるものとし、甲は、同じに同意します。乙は、サービス実施場所を変更する場合には、事前に連絡をもって甲に通知するものとし、甲は、知照受取前後は通知届出にて指名された者が「パフォーマンス」を実施することに同意します。

**第3章【「パフォーマンス」の対象機械】**

乙は、別表(2)記載の「周辺」に対し「パフォーマンス」を行うものとします。

**第4章【設置場所】**

1. 「周辺」の設置場所は別表(2)とのおりとし、乙は、その設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。

2. 中甲が「施設」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知し、乙と協議を行いその承認を得るものとします。この場合「施設」は施設は原則として乙または乙の認定するサービス実施店が行い、その移動に因して生じた費用は甲の負担とします。

**第5章【「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法】**

1. 「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法は、別表(1)とのおりとします。

2. 別表(2)記載の「パフォーマンスチャージ」の適用範囲は、毎月1日未満とします。ただし、乙により甲に付し、追加割引期間が1ヶ月以上前でない場合には、さらに1年間前の「パフォーマンスチャージ」が適用されるものとし、以後もまた同様とします。

3. 下記の理由があるときには、乙は、本条で定められている「パフォーマンスチャージ」のほかに、甲に対し追加料金を申し受け得ることがあります。

{1} 中の都合により、その運営期間外に「パフォーマンス」を行なう場合

{2} 别表(2)記載の「施設」の設置場所が、乙のサービス点数換算値から3 0 km(車両等による走行距離)を越える場合



- 第8回（消費税）  
本筋的には、金利をもたらす料金および代金（「パフォーマンスチャージ」、追加料金など）は、すべて消費税別扱いの料金とします。甲は、本筋別に基づく取引に課税される消費税相当額をそれぞれの取引の料金または代金の支払いと併せて、乙に支払うものとします。

- 第十九条(用紙およびトナー)  
甲は、機械にて使用する用紙について、乙の推薦する用紙または乙が別途発行する“用紙推奨

2. 乙は、頭部記載の本件約款書上の代理人に対して甲からの申出があつたとき、または乙の代理人の返却時、通常の**用途**に必要な量のトナーを甲に供給するものとします。

第 10 条(選手本体の取扱い)

1. 本契約は、主な用語の定義をこの中での使用のためにした通常の用語および慣習に従ってするものとし、本契約の各項の用語は、本契約の用語を除く、文部省令による用語の定義をもつて解釈される。又、各項の用語は、本契約の各項の用語を除く、文部省令による用語の定義をもつて解釈される。
  2. 本契約は、主な用語の定義をこの中での使用のためにした通常の用語および慣習に従ってするものとし、本契約の各項の用語は、本契約の用語を除く、文部省令による用語の定義をもつて解釈される。又、各項の用語は、本契約の各項の用語を除く、文部省令による用語の定義をもつて解釈される。

- それを引き取ることができるものとします。

**第 11 条(期間)**

  - 本契約は、「仮使」ごとに別表(2)記載のカウント開始日より5年を経過したときに終了するものとします。
  - 前項の期間満了時ににおいて甲が「仮使」の使用を推奨している場合は、本契約は自動的に1年間延長するものとします。この場合、前項の期間満了後も適用される「バフナー

- 其されるものとは、以後も「基準原」に相当する。この場合、前項の「周間原」後後に相当する「ハブチード」と「スヌチャード」は、第5章第1節で規定された「ハブチードスヌチャード」の範囲（以下「基準原」といふ）に属する。したがつて、これら二種類の原は「周間原」についても「基準原」の8%相当額

- （自）自然田園地を賣りました。老朽更衣いか等しいいたる、屋敷、施設に適しない現金

- (2)「良品」を販売する認証品、部品の販売の際は、該当する場合は、当該部品の販売に付随する保証責任を負う旨の表示を記載する場合。

4. 本規約第4項及び第5項の規定に付随する「保証」が次のいずれかのとおりの場合は、当該保証の適用を受けることとする。

(1) 中古商品または「良品」を販売する場合

(2) 第1条第3項に従事する他の販売者の手でサービスシステム「スマート取引機能」に切替えられた場合

- 第112条(親の扶養請求権)  
夫は、妻の扶養請求権を行使する場合に、本契約に基づき生ずる権利または義務を第三者に譲り受けたときは、この権利または義務を行使する権利を有する。

- 第4 開封しないものとします。  
開封しないものとします。

- 本契約に關する訴訟は、乙の本社所在地を管轄する裁判所にて行うものとします。  
第 1 条 乙の代理人  
1. 乙は、原田建設の本契約締結上の代理人をして、下記項目に限り代行させることができるものとし、  
（1）原田建設の代表者の捺印  
（2）原田建設の印鑑

- 2-2. ブラウザ「セーフモード」の請求および回収  
2-3. ブラウザ「セーフモード」の選択  
2-4. 乙は前項所定の代行者を廃止する場合には、事前にその旨を書面をもって甲に通知するものとし、  
2-5. 甲は、前項受領通知は通知書にて指定されたものが審査を行ふことに同意します。

- 第16条(規約の切替)  
 1. 甲は、「パブリック・リース」の提供を推奨して1年以上受けている、「隣地」について、別途乙が「治行  
 リース」または「サード・パーティ・リース」のいずれかで「隣地」の切替を行うことがあります。  
 2. 本規約の切替は、前項の規定により、別途甲より乙にその旨を通知するもしくは、別途スコット  
 ランドの司法管轄権を有する裁判所に訴訟を提起した場合によることとする。

- 第17章(緊密保証) 第17回に開拓して新規の取扱手の登録と、技術上の登録協会を第三者に開拓するものとします。

1. 甲おおほり乙は、本契約の履行に際して和解した和半方の架橋料と、接続工事の接合部価額を第三者に有する旨を示す文書を提出しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) 知照事項、すなわち、公会用であつた情報  
(2) 知照事項、自己の権益に公会用であつた情報

- 〔3〕知財権にて自己が所有していた権利  
〔4〕知財権、当該情報によって自己が独自に開発した情報  
〔5〕知財権、自分が外第三者より正に取得した情報

2. 乙は、第2条第5項によるサービス供給店および預託会員の本契約締結上の代理人に対して、前項に定める事項と同様の権利を負担するものとします。

3. 1. 乙は、子の責任に根づく並山による場合を除き、「東城」の消失、毀損、紛失または「限界」から生ずる並山および其の賃金などについて、一切責任を負わないものとします。但し、並山が甲の事

2. 乙は、いかなる場合においても、中が「田嶋」に接続して利用する財産権に付しては一切の責任を負わないものとします。

- 本契約書に記載される開港税は、不利益を蒙る當初者にて負担に負担するものとします。  
第2章 計定する事項  
2.1 計定する事項  
2.1.1 本契約の条項の解釈につき疑惑が生じた場合には、その都度両者協議のうえ双方にて解決するものとします。 以上



覚書

2011年10月17日

(甲) 〒650-8567

## 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

不<sup>ハ</sup>印 一<sup>イ</sup>成<sup>ス</sup>

(乙)

東京都中央区銀座八丁目13番1号

株式会社 リコー

(乙の代理人)

神戸市中央区新港西通6丁目1-23

株式会社 リコー

新港西  
美店

印

甲及び乙は、甲が乙のMPC4001SPH（機番：619839）を導入するにあたり甲乙間で締結された2011年10月17日付『パフォーマンス契約書』（以下、原契約という）を次の通り変更することを確認します。

1. 原契約別表（1）に定める（『パフォーマンスチャージ』およびその計算方法）の1.『パフォーマンスチャージ』の記載にかかわらず、甲乙間に適用される『パフォーマンスチャージ』は以下の通りとします。

## 『パフォーマンスチャージ』（1カ月当りの料金）

下記（1）と（2）のどちらか高い金額を『パフォーマンスチャージ』とします。

(1) 基本料金 7,300円

(2) カウント料金

&lt;1カウントの料金&gt;

1) フルカラー モード

イ)	1,500カウントまで	18.4円
ロ)	1,500カウントを超えた場合その超えた分につき	15.3円
ハ)	5,000カウントを超えた場合その超えた分につき	12.8円

2) フルカラープリント モード

イ)	1,500カウントまで	15.3円
ロ)	1,500カウントを超えた場合その超えた分につき	12.8円
ハ)	5,000カウントを超えた場合その超えた分につき	11.2円

3) モノカラー モード

イ)	2,000カウントまで	3.2円
ロ)	2,000カウントを超えた場合その超えた分につき	2.6円
ハ)	5,000カウントを超えた場合その超えた分につき	2.4円

2. 原契約別表（1）に定める（『パフォーマンスチャージ』およびその計算方法）の2. テスト・不良出力の控除については、以下の通りとします。

1) フルカラー モード

乙は、テスト・不良出力分として使用カウント数の3%を控除したカウント数をもって、前項に従い『パフォーマンスチャージ』の計算を行います。

2) フルカラープリント モード

乙は、テスト・不良出力分として使用カウント数の3%を控除したカウント数をもって、前項に従い『パフォーマンスチャージ』の計算を行います。

3) モノカラー モード

乙は、テスト・不良出力分として使用カウント数の2%を控除したカウント数をもって、前項に従い『パフォーマンスチャージ』の計算を行います。

3. 前二項に定める変更以外は、原契約の通りとします。

4. 甲が本覚書の解約を希望する場合は、乙はこれを承諾するものとします。

尚、この場合、乙が甲の解約通知を受領してから60日以降に訪れる最初の締切日に行なわれる『パフォーマンスチャージ』の計算より、原契約に規定されている『パフォーマンスチャージ』が適用されるものとします。

5. 本覚書の有効期間は、本覚書締結日より1年間とし、期間満了の2ヵ月前までに甲又は乙より終了の意思表示なき限り、本覚書は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

但し、本覚書有効期間中といえども次の各号のいずれかに該当する場合は、本覚書は終了するものとします。

- (1) 前項に基づき本覚書が解約された場合
- (2) 原契約が終了した場合

6. 本覚書締結以前に原契約に基づきパフォーマンスチャージの変更に関する覚書が甲乙間に別途締結されている場合には、甲及び乙は当該締結済覚書が本覚書締結日をもって効力を失うことを確認します。

以上

No.

## 御 見 積 書

2011年9月28日

兵庫県議会 公明党議員団 御中

御照会月日 :  
御照会番号 :  
納期 : 別途お打合せ  
引渡場所 : ご指定場所  
御支払条件 : 別途お打合せ  
見積有効期限 :

下記のとおり御見積もり申し上げますので、  
よろしく御用命の程お願ひ申し上げます。

单 価 見 積



支店  
神戸  
取締役支店長

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号  
Phone:078-265-2301(代) FAX:078-265-2302

當年  
中

往復便がはばき

०८५

۲۳

四

2018年1  
期 間  
(再リース)

1

8

1

面接：「年ごとの自動更新C9（ご回答不要）」

申請者	期間	額	支払日	指定 引落口座
063				
135-8880	0749	出有効期限 令和3年10月 1日まで (切手不要)	東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア7F	行 満了回答受付
情報局 承認	提出有効期限 令和3年10月 1日まで (切手不要)	リコーリース株式会社		

リコールース株式会社

111

三

AA041427462-000  
2018/10/16 2300476470000  
PR20030171-000  
生研会社 六甲商会

691 兵庫第16  
88020653

2018年 8月14

2

契約番号 A041427462-000

项目在①期约内容

期 間	2017年10月17日～ (再リース 2回目)	2018年10月16日
金 額	年額 内消費税	29,937円 2,217円
リース契約日	2011年10月17日	
機器の取扱店	株式会社 六甲商会	

二三

物 件 連 番	物 件 名	數 量	1	物 件 連 番	物 件 名	數 量	**以上**
機械番号	im a g i o M P C 4 0 0 1 S P F			機械番号			
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	6 1 9 8 3 9		設 置 先			

返信用はがきにて  
終了 2018年9月20日までにお申込みください

ご注意事項  
契約書に記載する「物件の返還・譲賣」条項にしたがって、契約終了後ただちにお客様の譲用専用にて、物件を弊社指定倉庫にご返却ください。  
パソコン等に記録された情報データは、消去の上ご返却ください。

返信用はがきにて  
2018年9月20日までにお申し込みください

機械番号 先設置

8A1A006580

## 再契約内容 リース

お問合せ先： アセットマネジメント

第二サンクスH u b C

TEL: 06-4799-4400

ご契約者	兵庫県議会		
期 間	2018年10月17日~2019年10月16日 (再リース 3回目)		
金 額	年額 (内消費税)	29,937円 2,217円	再リース料金に保守料は含まれません。
お支払い	2018年11月 4日 自動振替 <一括払い>	ご指定引落口座 [REDACTED]	口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 お支払い予定日が休祭日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

## 物件情報

物 件 連 番	1	数 量	1
物 件 名	imago MP C4001 SPF		
機 械 番 号	619839		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

\*\*以上\*\*

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

郵便往来はがき

返信

135-8880

063

749

出有効期限  
2018年10月  
11日まで  
引手不變

東京都江東区東雲1-7-12  
KDX豊洲グランスクエア7F

リコーアーレス株式会社  
満了回答受付

リース  
リース料金に保守料金は含まれません。  
リース期間途中は動産総合保険料が支払われません。  
◆保手：保守料金に保守料金は含まれません。

A048004010-000  
2018/9/30 2300476470000  
R020030171-000  
株式会社 六甲商会

8020653 691 民庫第1G

2018年 7月13日発行

契約番号 A048004010-000

現在の契約内容

期	間	2013年10月 1日～ 2018年 9月30日
金	額	月額 (内消費税 160円)
リース契約日		2013年 8月31日
機器の取扱店		株式会社 六甲商会

物件明細

物 件 連 番	1	数	量	1
物 件 名	プロジェクト E8-1776W			
機械番号	REMA380047			
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会・公明党・県民会議議員団			

\* \*以上\*

◆中途解約：再リース料金は返還できませんのでご了承ください。  
◆動産総合保険：再リース期間中は動産総合保険料が支払われません。  
◆保守：保守料金に保守料金は含まれません。

◆注意事項  
契約書に記載する「物件の返還・精算」条項にしたがって、契約終了後ただちにお客様  
の賃用専用にて、物件を弊社指定専車にご返却ください。  
パソコン等に記録された情報データは、消去の上ご返却ください。

終了 2018年 8月20日 までにお申し込みください

物 件 連 番		数	量
物 件 名			
機械番号			

7A1A008850

## 再契約内容 リース

お問合せ先： アセットマネジメント

第二サンクスH u b C

TEL: 06-4799-4400

ご契約者	兵庫県議会		
期 間	2018年10月 1日~2019年 9月30日 (再リース 1回目)		
金 額	年額 (内消費税	4,147円 307円)	再リース料金に保守料は含まれません。
お支払い	2018年11月 4日 自動振替 <一括払い> ご指定引落口座 [REDACTED] 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 お支払い予定日が休祭日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。		

## 物件情報

物 件 連 番	1	数 量	1
物 件 名	プロジェクト EB-1776W		
機 械 番 号	REMA380047		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

\*\*以上\*\*

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物 件 連 番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

## 領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																						
		共通案分率	50% 25%																				
12	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご覧ください。</p> <p>☆☆よう振込☆☆</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥226,800</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥216</td> </tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>リ リフトコウホウフソクソクノ 様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヒヨウコウケンキカイコウメイトウケンミンカイキ 様</p> <p>お取扱日 31. 4. 9 電信振込</p> <p>4/9</p> <table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時 刻</td> </tr> <tr> <td>三井住友銀行</td> <td></td> <td>1131. 4. 9</td> <td>14:44</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6634</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号等</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	お振込金額	¥226,800	振込手数料	¥216	取扱店	機番	年 月 日	時 刻	三井住友銀行		1131. 4. 9	14:44				6634	銀行番号	店番号	口座番号等		それ以外の案分 案分の説明	委託内容は全て 政務活動に かかるものである (別途請求書、 委託業務実績 報告書参照) ¥227,016-を 充当
お振込金額	¥226,800																						
振込手数料	¥216																						
取扱店	機番	年 月 日	時 刻																				
三井住友銀行		1131. 4. 9	14:44																				
			6634																				
銀行番号	店番号	口座番号等																					
		HP維持費 (保守管理委託費用) 2019.1月～3月分	合資会社ソフト坊文人																				

2019年4月1日

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

兵庫県議会公明党・県民会議ホームページ保守管理費を、  
以下のとおりご請求申し上げます。  
下記銀行口座への御振込お願い致します。  
振込手数料の御負担をお願い致します。

御請求書		
品名	単価	金額
ホームページ保守管理費 2019年1月～3月分		¥210,000
消費税 8%		¥16,800
	合計	¥226,800

銀行名 :

口座番号

口座名義人 (ゴウシガイシャソフトコウボウブンジン)

合资会社ソフト工房文人 城村文人  
〒663-8004 西宮市下大市東町17-6-2  
TEL/FAX : 0798-52-7017

## 兵庫県議会公明党・県民会議 委託業務実績報告書

2019年1月

月	日	曜日	作業内容
1	1	火	
2	2	水	
3	3	木	
	4	金	公明新聞記事チェック、公明新聞記事チェック、サーバー、データベース最適化処理、DBバックアップファイルのダウンロード、サイト内全ファイルダウンロード(バックアップ)
	5	土	公明新聞記事チェック、「老朽橋梁を架け替え」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	6	日	公明新聞記事チェック、
7	月	月	公明新聞記事チェック、「新春街頭演説」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
8	火	火	公明新聞記事チェック、
9	水	水	公明新聞記事チェック、
10	木	木	公明新聞記事チェック
11	金	金	公明新聞記事チェック、
12	土	土	公明新聞記事チェック、
13	日	日	公明新聞記事チェック、
14	月	月	公明新聞記事チェック、
15	火	火	公明新聞記事チェック、
16	水	水	公明新聞記事チェック、「府内で3日間にわたり政務調査会を開催」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
17	木	木	公明新聞記事チェック、「平成31年第343回 定例兵庫県議会 審議日程」記事編集、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ、掲載とチェック。
18	金	金	公明新聞記事チェック、「北神急行の運賃低減を後押し」記事打込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
19	土	土	公明新聞記事チェック、
20	日	日	公明新聞記事チェック、
21	月	月	公明新聞記事チェック、
22	火	火	公明新聞記事チェック、
23	水	水	公明新聞記事チェック、
24	木	木	公明新聞記事チェック、
25	金	金	公明新聞記事チェック、「石井国交相に要望」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
26	土	土	公明新聞記事チェック、「生活、観光の“足”へ シェアサイクルで実証実験」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
27	日	日	公明新聞記事チェック、
28	月	月	公明新聞記事チェック、
29	火	火	公明新聞記事チェック、
30	水	水	公明新聞記事チェック、
31	木	木	公明新聞記事チェック、

## 兵庫県議会公明党・県民会議 委託業務実績報告書

2019年2月

月	日	曜日	作業内容
2	1	金	公明新聞記事チェック、サーバー、データベース最適化処理、DBバックアップファイルのダウンロード、サイト内全ファイルダウンロード(バックアップ)
2	2	土	公明新聞記事チェック、
3	3	日	公明新聞記事チェック、
4	4	月	公明新聞記事チェック、
5	5	火	公明新聞記事チェック、
6	6	水	公明新聞記事チェック、
7	7	木	公明新聞記事チェック、
8	8	金	公明新聞記事チェック、
9	9	土	公明新聞記事チェック、
10	10	日	公明新聞記事チェック
11	11	月	公明新聞記事チェック、
12	12	火	公明新聞記事チェック、「知事に保育料軽減事業の拡充を申し入れ」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、PDFファイル作成、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
13	13	水	公明新聞記事チェック、
14	14	木	公明新聞記事チェック、
15	15	金	公明新聞記事チェック、
16	16	土	公明新聞記事チェック、

17	日	公明新聞記事チェック、
18	月	公明新聞記事チェック、「『かかし』で町おこし」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
19	火	公明新聞記事チェック、「離島振興へ支援を」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
20	水	公明新聞記事チェック、
21	木	公明新聞記事チェック、
22	金	公明新聞記事チェック、
23	土	公明新聞記事チェック、
24	日	公明新聞記事チェック、
25	月	公明新聞記事チェック、
26	火	公明新聞記事チェック、
27	水	公明新聞記事チェック、
28	木	公明新聞記事チェック、

兵庫県議会公明党・県民会議 委託業務実績報告書

2019年3月

月	日	曜日	作業内容
3	1	金	公明新聞記事チェック、サーバー、データベース最適化処理、DBバックアップファイルのダウンロード、サイト内全ファイルダウンロード(バックアップ)
	2	土	公明新聞記事チェック、「谷井県議が第343回県議会で一般質問に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	3	日	公明新聞記事チェック、「岸本県議が第343回県議会で代表質間に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	4	月	
	5	火	公明新聞記事チェック、
	6	水	公明新聞記事チェック、「伊藤県議が第343回県議会で一般質間に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	7	木	公明新聞記事チェック、「野口県議が第343回県議会で一般質間に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	8	金	公明新聞記事チェック、
	9	土	公明新聞記事チェック
	10	日	公明新聞記事チェック、
	11	月	公明新聞記事チェック、「学習や情報発信する伊丹市センターが好評」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	12	火	公明新聞記事チェック、
	13	水	公明新聞記事チェック、「兵庫県内の夜間中学、「入学要件」緩和めざす」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	14	木	公明新聞記事チェック、
	15	金	公明新聞記事チェック、
	16	土	公明新聞記事チェック、
	17	日	公明新聞記事チェック、「子育て支援、障がい児リハビリの拡充など迫る」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	18	月	公明新聞記事チェック、「福祉探求科」推進した公明が視察」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	19	火	公明新聞記事チェック、
	20	水	公明新聞記事チェック、「地域医療担う人材養成」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	21	木	公明新聞記事チェック、「第343回定例会における主な議案、請願に係る会派の態度及び議決結果」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。
	22	金	公明新聞記事チェック、
	23	土	公明新聞記事チェック、
	24	日	公明新聞記事チェック、
	25	月	公明新聞記事チェック、「競馬場に調節池が誕生」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	26	火	公明新聞記事チェック、
	27	水	公明新聞記事チェック、「野口裕県議らCO2ゼロの発電所視察」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	28	木	公明新聞記事チェック、
	29	金	公明新聞記事チェック、
	30	土	公明新聞記事チェック、
	31	日	公明新聞記事チェック、

政務調査業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 兵庫県議会公明党・県民会議議員団に係る  
ホームページ掲載に関する維持管理業務委託
- 2 委託業務の目的 兵庫県議会公明党・県民会議議員団（以下「議員団」という。）が行う政務調査に係る  
活動状況等を、県民に対し広報することを目的とする。
- 3 委託業務の内容  
(1) 議員団ホームページ掲載に関する維持管理業務  
(2) 上記(1)に関連して必要となる業務
- 4 契約期間 本契約の契約期間は、平成28年4月1日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に一年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 5 業務委託料 金907,200円  
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額67,200円)

上記の委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

(甲) 住所 神戸市中央区下町通1丁目10-1  
氏名 兵庫県議会公明党・県民会議議員団  
幹事長



(乙) 住所 西宮市下大市東町17-6-201  
氏名 合資会社 ソフト工房文人  
城村 文人



## (目的)

第1条 本委託契約は、甲が、広く県民に対して議員団の政務調査に係る活動状況等を広報するため、乙に対してこれを委託することを目的とする。

## (業務の内容及び方法)

第2条 委託業務の内容は、契約書第3に定める業務とする。なお、その他、甲は必要に応じ、乙に対して業務に係る指示をすることができる。

## (実績報告書の提出及び検査)

第3条 乙は、四半期ごとに当該期間に係る委託業務実績報告書を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定に基づく委託業務実績報告書の提出を受けたときは、委託業務の実績を確認するための検査を実施するものとし、検査に合格しないときは、乙に対し修補を求めるものとする。

## (委託料の支払い)

第4条 乙は、前条の検査が完了したときは、契約書第5に規定する業務委託料に、4分の1を乗じて得た額を請求することができる。

2 甲は、乙から前項に基づく請求があったときは、速やかに委託料を支払わなければならぬ。

## (契約内容の変更)

第5条 契約の内容を改める必要が生じた場合は、甲乙双方協議の上決定する。

## (遵守事項)

第6条 乙は、業務履行中に知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 乙は、業務履行については、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

3 乙は、業務履行について、必要に応じて甲と協議の上行わなければならない。

## (第三者の損害)

第7条 乙は、業務上第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。

## (権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、本契約により生じた権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はその業務を第三者に委託し、若しくは請負わせてはならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

## (契約保証金)

第9条 契約保証金は、免除する。

## (契約の解除)

第10条 甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。

## (補 則)

第11条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率																									
		50%	25%																								
13	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご覧ください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ¥146,448 振込手数料 ¥540</p> <p>お受取人は [REDACTED] ナカタ ウケキ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ"ケソキ"カイコウメイトウ ケソミソカイキ 様</p> <p>お取扱日 31. 4. 9 電信振込</p> <p>4/9</p> <table border="1"><tr><td>取扱店</td><td>機器番号</td><td>年 月 日</td><td>時 刻</td><td>税務署承認済</td><td>付印紙申告納可</td></tr><tr><td>[REDACTED]</td><td>[REDACTED]</td><td>7131. 4. 9</td><td>14:43</td><td>[REDACTED]</td><td>[REDACTED]</td></tr><tr><td>銀行番号</td><td>店番号</td><td colspan="4">口座番号等</td></tr><tr><td>[REDACTED]</td><td>[REDACTED]</td><td colspan="4">[REDACTED]</td></tr></table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機器番号	年 月 日	時 刻	税務署承認済	付印紙申告納可	[REDACTED]	[REDACTED]	7131. 4. 9	14:43	[REDACTED]	[REDACTED]	銀行番号	店番号	口座番号等				[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]				案分率	それ以外の案分 案分の説明 会派政務活動費 補助員業務委託料 2月分 ¥146,988-
取扱店	機器番号	年 月 日	時 刻	税務署承認済	付印紙申告納可																						
[REDACTED]	[REDACTED]	7131. 4. 9	14:43	[REDACTED]	[REDACTED]																						
銀行番号	店番号	口座番号等																									
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																									

# 御請求書

平成 31年 3月 31日

【 兵庫県議会公明党・県民会議 】 御中

R-evolution 代表：中国 成紀

〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2268

TEL/FAX:079-453-6035

下記のとおりご請求申し上げます  
件名:『政務活動費補助員業務 2月分』

記

### 御請求金額

¥146,448

## 【振込銀行】

口座名義:ナカタシゲキ

**備考:**

## 作業完了報告書

平成31年3月31日

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031  
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035  
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 2月分
納品日	平成31年3月31日
作業内容	<p><b>■政務活動費補助員業務</b></p> <p>&lt;月次業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議員への提出期限連絡</li><li>・内容チェック</li><li>・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成</li><li>・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成</li><li>・修正作業</li><li>・事務局との連絡</li></ul>

## 業務委託契約書

兵庫県議会公明党・県民会議（以下「甲」という。）と R-evolution（以下「乙」という。）は、以下  
とおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は乙に対し、別紙の業務明細に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

### （委託業務の遂行方法）

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

2 乙は、本業務の履行について、必要に応じて甲との協議を行うものとする。

### （業務委託料・業務遂行に伴う費用）

第3条 甲は乙に対し、本業務の対価として、月額委託料 金 81,600 円（消費税別途）、決算時は、別途決算時業務委託料 金 68,400円（消費税別途）を支払う。

2 甲は、前項に定める委託料を、第1条に定める月次業務完了後に、乙からの請求に基づき支払うものとする。なお、支払いは請求書を受理した月の翌月末までに支払うものとする。

### （契約期間・契約更新）

第4条 契約期間は平成27年5月1日から平成28年3月31日までとする。

2 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

### （再委託の制限）

第5条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

### （報告）

第6条 乙は、甲からの請求があったときは、本業務の履行状況につき、直ちに甲に報告しなければならない。

### （秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点ですでに保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

### （損害賠償）

第8条 甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全てを賠

償しなければならない。

(解除)

第9条 甲及び乙は、甲乙協議の上、いつでも本契約を解除することができるものとする。

(裁判管轄)

第10条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成27年5月1日

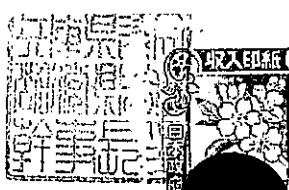
甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団議員  
幹事長 岸本 かずなみ  


乙 加古川市加古川町北在家 2268

R-evolution

代表 中田 成紀  

## 契約内容変更に関する覚書

兵庫県議会公明党・県民会議（以下「甲」という。）と R-evolution（以下「乙」という。）は、平成27年5月1日付で締結した業務委託契約について、下記の通り覚書を締結する。

記

- 1 業務委託契約第1条に定める業務明細を、別紙のとおり改訂する。
- 2 前項の業務明細の変更に伴い、業務委託契約第3条1項に定める業務委託料について、平成26年12月分より以下の通り改訂する。

月額委託料 金 135,600円（消費税別途）、  
決算時業務委託料 金 84,000円（消費税別途）

以上

平成27年12月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県議会 公明党・県民会議  
幹事長 岸本 かずなお



乙 加古川市加古川町北在家2268

R-evolution

代表 中田 成紀

【別紙】

政務活動費補助員業務 業務明細

【月次業務】

NO	業務	内容
1	議員への提出期限連絡	メールで議員・会派事務員に提出期限を連絡
2	議員への提出催促	期限超過で未提出議員に対して、電話で提出催促
3	会派分の政務活動費支出処理	会派の政務活動にかかる経費の支払い(控室事務費・視察旅費等)
4	会派支出にかかる書類作成	会派分の領収書添付様式・活動報告書類の作成
5	領収書添付様式の確認・スキャン	会派および議員の領収書添付様式の内容確認・スキャン作業
6	会計帳簿の作成	議員、会派の領収書添付様式をもとに会計帳簿、月別支出報告書を作成
7	会派チェック後の修正対応	修正が発生した場合の対応
8	伝法事務所チェックの対応	チェック依頼の連絡、修正が発生した場合の対応
9	議会事務局への書類提出準備	会計帳簿、月別支出報告書を印刷し、領収書添付様式とセットし提出準備
10	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応
11	議員の政務活動費の支払い	決算後、議員の支出済み政務活動費を各口座に振込み

【決算月業務】

NO	業務	内容
1	収支報告書等の作成	議員・会派の収支報告書等の作成・印刷
2	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応
3	精算処理	通帳内容の確認と返金処理

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
	1--5--7 振替 下山手通5	それ以外の案分 案分の説明 産経新聞 H31.4月分 ¥4,037	

2019年04月分  
下山手通5

## 領 収 証

No. 1- 213-0007-000

兵庫県議会 公明党県民会議員団様

銘柄	部	金額
産経新聞セット	1	4,037
合計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2019年5月7日  
 新聞配達アルバイト募集中。  
 朝刊のみ、夕刊のみでも可。  
 配達部数、時間など応相談。  
 お気軽にお電話ください。

毎度ご購読有難うございます。  
 左記の通り領収致しました。



産経新聞三宮専売所  
 〒650-0011  
 神戸市中央区下山手通4-14-10  
 TEL: 078-392-1017



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費								
		共通案分率	50% 25%						
2 5/7	1--5--7 振替  *4,400 円  読売新聞 議会公明党 県民会議議員団 下山手通4-17-3 兵庫県庁 3号館 3F 2019年04月 4,400 円 上記の通り領収致しました。 <table border="1"><tr><th>内容</th><th>部数</th><th>金額</th></tr><tr><td>読売新聞</td><td>1</td><td>4,400</td></tr></table> Y C 東神戸 兵庫県神戸市 中央区花隈町22-3 078-341-4169 57-0 紀州みなべ 甘仕立南高梅! 銀四郎麺業、 小豆島手延素麺 栄太郎総本舗あんみつ販売中! 領收印 領收 領收印	内容	部数	金額	読売新聞	1	4,400	それ以外の案分 案分の説明 100% 読売新聞 H31.4月分 ¥4,400	
内容	部数	金額							
読売新聞	1	4,400							

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)  
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明	100%
		神戸新聞	H31.4月分
3	1--5--7:振替: *4,037:SMBC(コウペラソラフ) 2019年04月分		¥4,037-

## 領 収 証

2019年04月分

No. 5- 13-0184-000

県庁3号館 3F

兵庫県議会公明党・県民会議議員団様

銘柄	部	金額
神戸新聞セット	1	4,037
合計		¥ 4,037

お知らせ 領収日 年 月 日  
 自動払込を推奨しております。  
 クレジット・銀行・郵便局とお支払い方法は選んでいただけます。お申込みは販売店までご連絡ください。

毎度ご購読有難うございます。  
 左記の通り領収致しました。

株式会社神戸新聞神戸中央販売

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目15-1

TEL: 078-331-0218

FAX: 078-331-7114



(添付様式 2)

## 領 収 書 等 添 付 樣 式 【共通】

(令和元年5月分)  
(会派名 公明党・県民会議議員団)  
(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 25%	それ以外の案分 案分の説明
			100%
4	1--5-23 振替 *4,900:SMBC(ニッケイソフア)	案分率 R元年5月分 4,900 -	日本経済新聞

2019年5月分 領 収 証 證者No. 00003421-201905-1

2019年 6月分 領収証 読み込み  
県議会公明党・県民会議議員団様  
中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁第3号館3F (2-5)

中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁第3号館3F (2-5)

5/  
23

購読料のお支払には便利なクレジット及び口座振替をご利用下さい

毎度ご愛読有難うございます。  
上記金額正に領收回いたしました。

株式会社 日経神戸販売  
〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-33  
TEL 078-221-2849 FAX 078-221-2886

TEL.078-371-2040 FAX.078-371-2886

TEL.078-371-2040 FAX.078-371-2080  
**■ 0120-F3 7888**

0120-53-7888

◎本刊部分文章经授权以纸质出版用，未授权不得转载。

(添付様式2)

## 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
5	1--5-23:振替: *4,037:SMBC(シービーエフ)  毎日新聞 令和元年5月分 ¥4,037 -	案分率	それ以外の案分 (100%) 案分の説明

5/23

読者 70-001-0141-000 | N001-001 領 収 証 19 年 5 月度

公明党・県民会議議員団様

銘柄	部数	金額	領収金額
毎日新聞	1	4,037	4,037 円

上記金額正に領收回りました。

本体価格 ¥3,738  
消費税 ¥299

之領印收

株神戸毎日舎  
神戸市中央区元町通5丁目3-1  
TEL: 078-351-1881  
毎日新聞がパソコン、スマートフォンで読める「愛読者セット」受付中!

(添付様式2)

## 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25% 100%
6	1--5-27 振替 *4,037 ソフバンダイ(セイ)付	案分率	それ以外の案分 100% 案分の説明 朝日新聞 令和元年5月分 ￥4,037-

080-0243  
000 2019年5月分 領収証

下山手通5-10-1県庁3号館 B-5

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様

銘柄	部数	金額	合計
朝日新聞	1	4037	4,037 円

金額には消費税を含みます。  
上記金額正に領収証を発行した。  
No.1022397

領収印  
朝日新聞  
ソーピスアンガル

朝日新聞兵庫販売株式会社

中央区中山手通4-18-27

神戸三宮店

TEL: 078-251-0223

FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
7	1--5-27 振替 *4,037 (SMBC(コウエイシヤツ))	案分率	それ以外の案分 100% 案分の説明 神戸新聞 令和元年5月分 ¥4,037

領 収 証

2019年05月分

No. 5- 13-0184-000

5/27 県庁3号館 3F

兵庫県議会公明党・県民会議議員団様

銘柄	部	金額	お知らせ	領収日	年月日
神戸新聞セット	1	4,037	自動払込を推奨しております。 クレジット・銀行・郵便局とお支払い方法は選んでいただけます。お申込みは販売店までご連絡ください。		
合計		¥ 4,037	毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。		

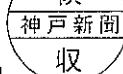
株式会社神戸新聞神戸中央販売

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目15-1

TEL: 078-331-0218

FAX: 078-331-7114



收

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)  
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
		共通案分率	50% 25%		
8	1--5-27 振替 *4,400 シラフコウクリヨウ  議会公明党 県民会議議員団 下山手通4-17-3 兵庫県庁3号館 3F	それ以外の案分 案分の説明  読売新聞  令和元年5月分  ¥ 4,400	100%		
		案分率	1/1		
5/27	<p>讀賣新聞 領収書 区域 お問合せNo 14 0003167</p> <p>議会公明党 県民会議議員団 下山手通4-17-3 兵庫県庁3号館 3F</p> <p>2019年05月 4,400円 上記の通り領収致しました。</p> <table border="1"><tr><td>内容 読売新聞</td><td>部数 1</td><td>金額 4,400</td></tr></table> <p>紀州みなべ 甘仕立南高梅！ 銀四郎麵業、 小豆島手延素麺 榮太郎総本舗あんみつ販売中！</p> <p>Y C 東神戸 兵庫県神戸市 中央区花隈町22-3 078-341-4169</p> <p>領収印</p>	内容 読売新聞	部数 1	金額 4,400	56-0
内容 読売新聞	部数 1	金額 4,400			

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <del>事務費</del> ・人件費		
		共通案分率	50% 25%
9  5/24	<p>ご利用明細 本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご覧ください。</p> <p>SMBC ☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ¥237,168 振込手数料 ¥540</p> <p>お受取人は [REDACTED] ナカタ シケ"キ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ"ケンキ"カイコウメイトウ ケンミソカイ キ" 様</p> <p>お取扱日 1. 5. 24 電信振込</p>	それ以外の案分	100% 案分の説明 政務活動費 補助員業務委託料 3月分 ¥237,708.
		案分率	

取扱店 機番 年 月 日 時 刻  
71 1. 5. 24 14:40  
4409

銀行番号 店番号 口座番号等

印紙税申告納  
付につけ  
税務署承認済  
超町

三井住友銀行

# 御請求書

平成 31年 4月 25日

# 【 兵庫県議会公明党・県民会議 】 御中

R-evolution 代表:中田 成紀

〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家226

TEL/FAX:079-453-6035

下記のとおりご請求申し上げます  
件名:『政務活動費補助員業務 3月分』

記

**御請求金額** ￥237,168

【振込銀行】

口座名義:ナカタシゲキ

備考

## 作業完了報告書

平成31年4月25日

### 兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031  
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035  
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 3月分
納品日	平成31年4月25日
作業内容	<p><b>■政務活動費補助員業務</b></p> <p>＜月次業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議員への提出期限連絡</li><li>・内容チェック</li><li>・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成</li><li>・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成</li><li>・修正作業</li><li>・事務局との連絡</li></ul> <p>＜決算月業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議員の収支報告書等の作成</li><li>・会派の収支報告書等の作成</li></ul>

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費・人件費)		
		共通案分率	50% 25%
10	1--5--7 振替 *4,732 [SMBC(ヤマモト)]	案分率 それ以外の案分 案分の説明 会派政務活動費 業務委託用パソコン WiMAX利用料 3月分 ￥4,732-	100% （00%政務活動に かかるものである）
5/7			

# YAMADA Air Mobile — WiMAX —

契約管理ID:YA0050389211

[ログアウト](#)

## ご利用明細照会

2019年03月 ▼ [表示](#)

ご請求明細名	備考	パケット数	金額
YAMADA Wi-Fiプレミアム			0
ユニバーサルサービス使用料			2
おトク割・長期割			-500
Flat ツープラス ギガ放題au2年		48,534,006	4,880
消費税			350
ご請求額			4,732

[メニュー](#)

Copyright(C)YAMADA-DENKI Co.,Ltd. All Rights Reserved.

[当サイトについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
11		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		アスクル 来客用お茶代 3月分 $\frac{4,978}{\text{}} \times 25\% = 1,244$	
	1--5--7 振替	*8,086:SMBC(アスクル)	※共通案分率を適用 ※請求書参照、
5/7			

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
12	1--5--7 振替	*8,086	SMBCC(アスクル)
5/7		※	共通案分率 50% ※ 請求書参照
			アスクル 事務用品代 3月分 半 $3,108 \times 50\%$ = 半 1,554
			請求書の原本はNo.5-11 に添付しています

650-0011  
兵庫県神戸市中央区  
下山手通5-10-1  
県庁3号館3階

郵便区内特別

兵庫県議会公明党

様

B1 111861# 00001/00001 20706592 U A D F

[REDACTED]

00177824 C11-U1

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。

記載の通り、ご請求申し上げます。



お問い合わせ番号 20706592

アスクル担当販売店

株式会社明光堂

アスクル事業部

兵庫県神戸市兵庫区

塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

8,086円

うち消費税等(

598円)

対象期間	2019/03/01 ~ 2019/03/31
当月お買い上げ金額	8,254円
当月返品金額	0円
当月値引金額	-168円

お支払い日 ▶ 2019年 05 月 07 日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	[REDACTED]
支 店	[REDACTED]
口 座	[REDACTED]

ビヨウコ クンキ カイコウメイトリ クンミンカキ カシ

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備 考	税率/グレー
03/05 84821613 652-897 ボルヴィック 330ml 1セット(48本)	○	3,357	3,357		8.0
542-680 V】スーパーホワイト+ A4 1箱(500枚入×10冊)	△	3,108	3,108		8.0 *
548-791 ゴールドスペシャル1kg	○	1,468	1,468		8.0
880-776 リブトンイエローラベルピラミッド型パック	○	321	321		8.0
912-5853 飲食2019春夏5%OFFクーポン	○	-168	-168		8.0
	*小計*	8,086	8,086	様ご発注分	

飲料物代(○)

3357  
1468  
321  
168

+ 4978

事務用品(△)

+ 3108

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
13	1--5-27 振替 *6,921 SMBC(アスクル)  5/27	それ以外の案分 案分の説明  アスクル 来客用お茶代 4月分  ¥3,813×25% =¥953- ※共通案分率と適用 請求書参照、	100%

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目		共通案分率 50% 25%	それ以外の案分 100% 案分の説明
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
14	1--5-27  振替  *6,921  SMBC(アスク)	案分率		アスクル 事務用品代 4月分 ¥3,108×50% =¥1,554- ※只通案分率を適用 ※請求書参照、
5/27				請求書の原本は N.5-13 に添付しています。

650-0011  
兵庫県神戸市中央区  
下山手通5-10-1  
県庁3号館3階

郵便区内特別



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 139508# 00001/00001 20706592 U A D

[REDACTED]

00220377 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂

アスクル事業部

兵庫県神戸市兵庫区

塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727 FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。

記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い日 ▶ 2019年05月27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	[REDACTED]
支 店	[REDACTED]
口 座	[REDACTED]

ヒヨウコ カンキ カイコウメトウ クンミンカキ カンシ

当月ご請求額

6,921円

うち消費税等(

512円)

対象期間 2019/04/01 ~ 2019/04/30

当月お買い上げ金額 7,089円

当月返品金額 0円

当月値引金額 -168円

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グレー:
04/01 89835811 652-897 ボルヴィック 330ml 1セット(48本)	○ 1	3,357	3,357		8.0
542-680 V1 スーパーホワイト+ A4 1箱(500枚入×10冊)	△ 1	3,108	3,108		8.0 *
284-9532 クレマトップ ハーフ&ハーフ 4ml 1袋(40個入)	○ 2	200	400		8.0
826-575 エコフィルターベーバー 1×4	○ 1	224	224		8.0
912-5853 飲食2019春夏5%OFFクーポン	○ 1	-168	-168		8.0
	*小計*		6,921	様ご発注分	

飲料物代(○)

3357  
400  
224  
-168

---

¥3813

事務用品(△)

¥3,108

## 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
15	1--5-20 振替: *33,530: RL ロツコウシヨウカイ	それ以外の案分 案分の説明 複合機バイオーマンス チャージオフ $\frac{1}{2} 33,530 \times 50\%$ = 16,765- ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照	
5/20			

## 請求書

〒 650-0011

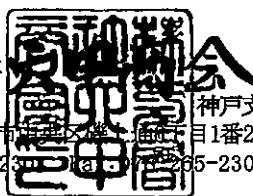
神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

株式会社



神戸支店

〒651-0036 神戸市中央区元町通5丁目1番23号

Phone: 078-265-2300 Fax: 078-265-2302

取引銀行

担当者	検収
(自動引落)	

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

■請求締切日 2019/ 4/30 ■お支払予定日 2019/ 5/20 ■当月お買上高合計

33,530

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月請求額
			税抜御買上額	消費税		
58,028	58,028	0	31,047	2,483	33,530	¥ 33,530

\*税込

年月日 問合番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2019/ 4/ 8 0000016651	パフォーマンスチャージ料 MPC4001かげヨウ 619839 伝票単位消費税  【伝票計】	1	31,047	31,047 2,483 33,530		
2019/ 4/22 0000005954	自動引落リコーリース20日  【伝票計】  以下余白			0	58,028	

累計		¥33,530	¥58,028	
----	--	---------	---------	--

(添付様式2)

## 領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費		事務費・人件費
			共通案分率 50% 25%
			それ以外の案分 100%
			案分の説明 会派政務活動費 業務委託用パソコン WiMAX利用料 4月分 ¥4,732
16	1--5-27   振替   *4,732   SMBC(ヤマダアモリ)		
5/27			(100%政務活動に かかるものであります)

## ご利用明細照会

ご請求明細名	備考	パケット数	金額
YAMADA Wi-Fiプレミアム			0
ユニバーサルサービス使用料			2
おトク割・長期割			-500
Flat ツープラス ギガ放題au2年		79,847,266	4,880
消費税			350
ご請求額			4,732

(添付様式2)

# 領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和元年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名 )

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50%
		25%	
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		産経新聞	
		R1.5月分	
		¥ 4,037-	

2019年05月分  
下山手通5

## 領 収 証

No. 1- 213-0007-000

兵庫県議会 公明党県民会議員団 様

銘柄	部	金額
産経新聞セット	1	4,037
合計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2019年6月6日

新聞配達アルバイト募集中。  
朝刊のみ、夕刊のみでも可。  
配達部数、時間など応相談。  
お気軽にお電話ください。

毎度ご購読有難うございます。  
左記の通り領収致しました。

産経新聞三宮専売所

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4-14-10

TEL: 078-392-1017

